

滑川市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払に関する要綱
（趣旨）

第1条 この要綱は、滑川市（以下「市」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給について、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）の一時的な経済的負担を軽減するために実施する住宅改修費の受領委任払について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅改修 法第45条第1項又は法第57条第1項に規定する手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修をいう。
- (2) 事業者 法第45条第1項及び法第57条第1項の規定による住宅改修を行う者をいう。
- (3) 受領委任払 住宅改修費の支給を受ける被保険者が、当該住宅改修費の受領を事業者に委任した場合において、市が当該事業者に対して住宅改修費を支払うことをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法の例による。

（対象者）

第3条 住宅改修費を受領委任払により支給申請することができる被保険者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載のない者
- (2) 被保険者証に法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載のない者
- (3) 被保険者証に法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載のない者
- (4) 要介護（要支援）認定の新規申請、変更又は更新申請中でない者
- (5) 病院等に入院していない者又は介護保険施設に入所していない者

(事業者の登録)

第4条 住宅改修費について受領委任払により支払を受けようとする事業者は、事業所ごとに介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者（以下「取扱事業者」という。）として登録を行ったときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録通知書（様式第3号）により当該取扱事業者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第5条 取扱事業者は、前条第1項に規定する申請書に記載した内容に変更があったときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者変更届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 取扱事業者は、前条第2項の規定により登録した事業所を廃止し、休止し、若しくは再開するとき、又は登録を辞退するときは、速やかに介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者（廃止・休止・再開・登録辞退）届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

(取扱事業者の責務)

第6条 取扱事業者は、関係法令等を遵守するとともに、被保険者の心身状況等に応じて適切な住宅改修を行うよう努めなければならない。

(登録の取消)

第7条 市長は、取扱事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、取扱事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 誓約書及びこの要綱に規定する事項に違反した場合
- (2) 取扱事業者の責めに帰すべき理由により、被保険者の身体、財産等に損害を与えた場合
- (3) 不正な手段により、取扱事業者の登録を受けた場合
- (4) 不正な手段により、住宅改修費の請求を行った場合
- (5) その他市長が取扱事業者として不適当であると認めた場合

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録取消通知書（様式第6号）により、当該取扱事業者に通知するものとする。

（事前申請）

第8条 受領委任払による住宅改修費の支給を受けようとする被保険者（以下「申請者」という。）は、改修工事前に介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費着工承認申請書（受領委任払用）（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 介護支援専門員等が作成する住宅改修が必要な理由書
- (2) 当該住宅改修に係る工事費見積書及び内訳書
- (3) 住宅改修箇所の平面図（住宅改修予定内容が記入されたもの）
- (4) 住宅改修箇所の着工前写真（日付入り）
- (5) 所有者の承諾書（住宅改修を行う住宅の所有者が被保険者でない場合）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、当該申請に係る住宅改修の承認をしたときは、その結果を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、取扱事業者に対しても結果を通知するものとする。

（受領委任による支給申請）

第9条 前条第2項に規定する承認を受けた申請者は、事前確認を受けた内容に沿って住宅改修を施工後、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修に要した費用のうち申請者が支払った額の領収書
- (2) 当該住宅改修に係る工事費請求書及び内訳書
- (3) 住宅改修箇所の完成写真（日付入り）

- 2 前条第1項及び前項の場合において、取扱事業者は、当該被保険者から依頼を受けたときは書類提出の代行を行うことができる。

（支給の決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による書類を受理したときは、その内容を審査し、当該住宅改修費の支給又は不支給を決定し、申請者にその結果を通知するものとする。この場合において、市長は、取扱事業者に対しても通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により受領委任払による住宅改修費の支給を決定したときは、速やかに住宅改修費を、当該取扱事業者に対し支払うものとする。

(受領委任払の取扱の中止)

第11条 市長は、取扱事業者又は被保険者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、受領委任払による住宅改修費の支払を中止することができる。

(1) 誓約書及びこの要綱に定める事項を遵守しなかったとき。

(2) 住宅改修費の申請に事実と異なる内容が認められたとき。

(3) その他受領委任払による住宅改修費の支給を認めることが不相当と市長が判断したとき。

(返還)

第12条 市長は、受領委任払により住宅改修費の支払を受けた取扱事業者が、偽りその他不正の手段により支払を受けたときは、当該住宅改修費の全部又はその一部を返還させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年3月1日から施行する。